

奈良市いじめ問題再調査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条の規定により、奈良市いじめ問題再調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 弁護士

(3) 心理、福祉等に関して専門的な知識を有する者

(4) 医師であって、精神保健に関して専門的な知識を有する者

(5) その他市長が適当と認める者

3 重大事態(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定するものをいう。)の関係者又はこれらの者と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を有する者については、委員となることができない。

4 委員の任期は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議を終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、市長の請求に基づき、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議録を調製し、保管しなければならない。

(関係者の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の委員の同意を必要とする。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない、又は委員の職全体の不名誉となるような非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用し、その職の信用を傷つけること。

(3) その他委員会の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第9号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。